

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月20日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 芳野 隆之

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成26年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

## &lt;訂正前&gt;

(略)

c. 委託会社等の概況（2014年3月末現在）

(略)

## 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	19,000株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

(略)

c. 委託会社等の概況（2014年8月末現在）

(略)

## 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	39,000株	100.0%

## 2【投資方針】

## (3)【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

## 委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

## ・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）

運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

## ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

## ・内部管理委員会（10名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

## ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

#### 意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

#### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

上記の運用体制等は2014年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3【投資リスク】

#### b. リスクの管理体制

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク b. リスクの管理体制」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

##### <訂正・更新後>

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、パーマメントコントロール・リスク・コンプライアンス部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

### 4【手数料等及び税金】

#### (3)【信託報酬等】

##### <訂正前>

(略)

また当ファンドの投資対象であるユーロ円債の時価に対して年率0.75%のインデックス管理コストがかかります。(2014年3月末現在)

##### <訂正後>

(略)

また当ファンドの投資対象であるユーロ円債の時価に対して年率0.75%のインデックス管理コストがかかります。(2014年8月末現在)

#### (5)【課税上の取扱い】

##### <訂正前>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります(2014年3月末現在)。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

(以下略)

##### <訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります(2014年8月末現在)。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

(以下略)

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

## (1)【投資状況】

平成26年8月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	ドイツ	310,497,330	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,815,498	3.67
合計(純資産総額)		322,312,828	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## (評価額上位銘柄)

平成26年8月末現在

国/地域	種類	銘柄名	額面(千円)	簿価単価 簿価金額(円)	評価単価 評価金額(円)	投資比率(%)
ドイツ	社債券	1-Year JPY denominated Index Linked Note	214,500	131.67 282,432,510	144.75 310,497,330	96.33

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## (種類別の投資比率)

平成26年8月末現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
社債券	外国	96.33

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年8月末から平成26年8月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成23年2月21日)	4,502	4,502	10,167	10,167
第2期	(平成24年2月20日)	2,227	2,227	10,696	10,696
第3期	(平成25年2月20日)	2,714	2,714	12,615	12,615
第4期	(平成26年2月20日)	374	374	12,243	12,243

第5期中間計算期間	（平成26年8月20日）	318	-	13,204	-
	平成25年8月末日	850	-	11,833	-
	平成25年9月末日	772	-	12,119	-
	平成25年10月末日	778	-	12,493	-
	平成25年11月末日	715	-	12,434	-
	平成25年12月末日	380	-	12,563	-
	平成26年1月末日	375	-	12,073	-
	平成26年2月末日	350	-	12,337	-
	平成26年3月末日	357	-	12,659	-
	平成26年4月末日	329	-	12,714	-
	平成26年5月末日	332	-	12,838	-
	平成26年6月末日	312	-	12,916	-
	平成26年7月末日	317	-	13,159	-
	平成26年8月末日	322	-	13,345	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-

#### 【収益率の推移】

		収益率（%）
第1期	（平成23年2月21日）	1.7
第2期	（平成24年2月20日）	5.2
第3期	（平成25年2月20日）	17.9
第4期	（平成26年2月20日）	2.9
第5期中間計算期間	（平成26年8月20日）	7.8

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

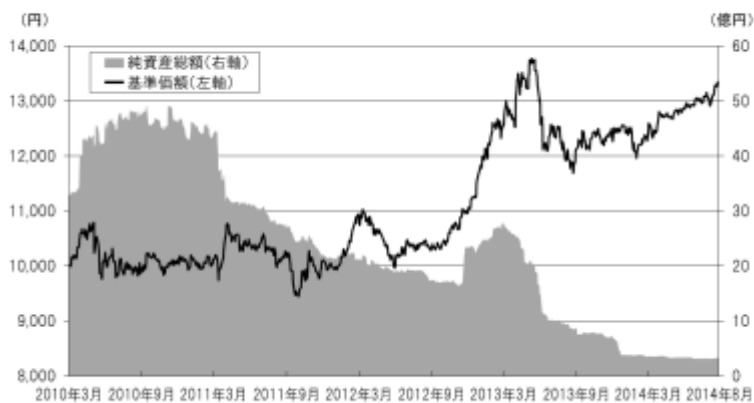
#### （4）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成22年3月5日）から第5期中間計算期間末（平成26年8月20日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	6,150,256,176	1,722,211,925
第2期	289,035,686	2,634,761,508
第3期	1,148,316,994	1,078,845,620
第4期	217,010,189	2,063,005,807
第5期中間計算期間	-	64,279,687

## &lt;参考情報&gt; 運用実績（2014年8月29日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	13,345 円
純資産総額	3.2 億円

※基準価額は1万口当たり

## 分配の推移

2011年2月	0 円
2012年2月	0 円
2013年2月	0 円
2014年2月	0 円
設定来累計	0 円

※1万口当たり(税引前)

## 主要な資産の状況

## ■投資状況

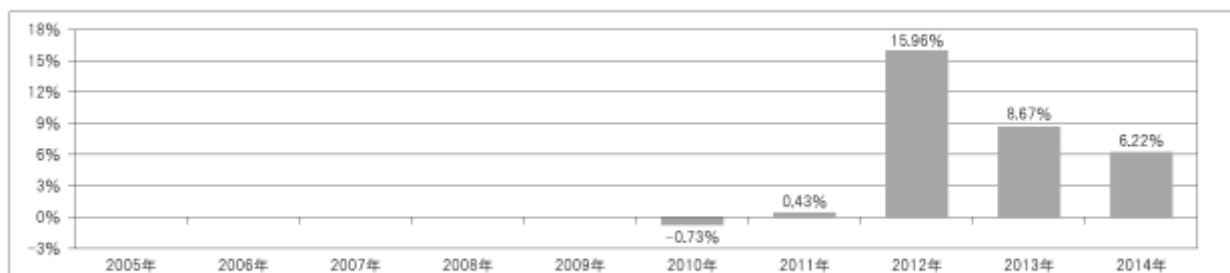
資産の種類	国名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.67
合計		100.00

## ■組入銘柄

国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
ドイツ	社債券	1-Year JPY denominated Index Linked Note	96.33

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日(2010年3月5日)から年末までの収益率、2014年は年初から8月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

\*最新の運用実績は、販売会社へお問い合わせください。

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

## ( ) ファンドの償還条件

委託会社は、信託期間中において、当ファンドの主要投資対象のユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、債務不履行となった場合等において委託会社の判断により当該ユーロ円債をすべて途中売却した場合は当ファンドを解約し、信託を終了させます。また以下の1から3に該当した場合には当ファンドを解約し、信託を終了することができます。

1. 当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合
2. 当ファンドの一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合
3. その他やむを得ない事情が発生した場合

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記 項の1から3について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに当ファンドの解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記 項の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

2014年12月1日以降は、以下の通り変更となります。

上記 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 項から 項までの規定は、委託会社が当ファンドの解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、当ファンドの主要投資対象のユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、債務不履行となった場合等において委託会社の判断により当該ユーロ円債をすべて途中売却した場合における信託の終了及び信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 項から 項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

## ( ) 信託契約に関する監督官庁の命令等

委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、( ) の規定にしたがいます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し、信託を終了させます。前述の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、( ) 項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、( ) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

## ( ) 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をい



います。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は( )に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、上記 項の事項(上記 項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。

2014年12月1日以降は、以下の通り変更となります。

委託会社は、上記 の事項(上記 の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記 項の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

2014年12月1日以降は、以下の通り変更となります。

上記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 項から 項の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 項から 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

( ) 反対者の買取請求権

( )に規定する当ファンドの解約または( )に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、( ) 項または( ) 項に規定する書面に付記します。

2014年12月1日以降は、以下の通り変更となります。

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、書面決議において信託約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

( ) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

( ) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

( ) 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

( ) 関係法人との契約の更改に関する事項

販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

#### <追加・更新後>

#### 中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成26年2月21日から平成26年8月20日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表  
アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）  
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第5期中間計算期間末 (平成26年8月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		13,029,176
社債券		307,024,575
未収利息		10
流動資産合計		320,053,761
<b>資産合計</b>		
320,053,761		
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		89,031
未払委託者報酬		890,283
その他未払費用		178,208
流動負債合計		1,157,522
<b>負債合計</b>		
1,157,522		
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1, 2	241,514,498
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		77,381,741
（分配準備積立金）		38,019,139
元本等合計		318,896,239
<b>純資産合計</b>		
318,896,239		
<b>負債純資産合計</b>		
320,053,761		

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期中間計算期間 自 平成26年2月21日 至 平成26年8月20日
<b>営業収益</b>	
受取利息	2,172
有価証券売買等損益	26,610,805
その他収益	319,001
<b>営業収益合計</b>	<b>26,931,978</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	89,031
委託者報酬	890,283
その他費用	194,615
<b>営業費用合計</b>	<b>1,173,929</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>25,758,049</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>25,758,049</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>25,758,049</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,548,339
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>68,590,219</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>14,418,188</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,418,188
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>77,381,741</b>

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

第5期中間計算期間末 (平成26年8月20日現在)	
1 期首元本額	305,794,185円
期中追加設定元本額	- 円
期中解約元本額	64,279,687円
2 中間計算期間末における受益権の総数	241,514,498口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第5期中間計算期間末 (平成26年8月20日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p>

	<p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	---

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第5期中間計算期間末 (平成26年8月20日現在)	
一口当たり純資産額	1.3204 円
(一万口当たり純資産額)	13,204 円)

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】平成26年8月29日

資産総額	322,546,539 円
負債総額	233,711 円
純資産総額 ( - )	322,312,828 円
発行済数量	241,514,498 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3345 円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### <訂正前>

###### a. 資本金の額（2014年3月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	19,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2009年6月30日に4億5,000万円の増資

2010年2月5日に4億5,000万円の減資

2013年3月18日に2億5,000万円の増資

2013年3月21日に6億円の減資

###### b. 委託会社等の機構（2014年3月末現在）

（以下略）

###### <訂正後>

###### a. 資本金の額（2014年8月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	39,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2010年2月5日に4億5,000万円の減資

2013年3月18日に2億5,000万円の増資

2013年3月21日に6億円の減資

2014年4月18日に2億5,000万円の増資

2014年8月1日に2億5,000万円の減資

###### b. 委託会社等の機構（2014年8月末現在）

（以下略）

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

###### <訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2014年8月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	41	1,588
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	15	174
単位型公社債投資信託	12	213
合計	68	1,976

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正します。

#### <訂正・更新後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別		第15期 (平成25年3月31日現在)		第16期 (平成26年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		1,084,312		400,821
前払費用			18,974		19,777
未収委託者報酬			570,278		402,271
未収運用受託報酬			166,393		117,605
未収投資助言報酬			38,295		202,273
未収収益			308,170		355,583
未収入金			2,201		1,475
立替金			21,529		10,571
未収消費税等			2,538		-
1年以内回収予定差入保証金			223,121		-
流動資産計			2,435,815		1,510,380
固定資産					
有形固定資産			130,599		195,444
建物	* 1	129,234		190,332	
器具備品	* 1	1,365		5,112	
無形固定資産			46,277		1,684
ソフトウェア		2,705		1,684	
のれん		43,571		-	
投資その他の資産			22,775		24,418
長期差入保証金		16,775		18,418	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			199,652		221,547
資産合計			2,635,467		1,731,928

期別		第15期 (平成25年3月31日現在)		第16期 (平成26年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			109,344		94,699
未払金			721,691		566,890
未払手数料		385,865		235,424	
未払委託調査費		146,915		223,426	
その他未払金		188,911		108,039	
未払費用			341,986		342,110
未払法人税等			3,800		3,799
賞与引当金			34,179		40,477
役員賞与引当金			22,763		17,652
1年以内返済予定預り敷金			217,532		-
保証金					
流動負債計			1,451,298		1,065,630
固定負債					
繰延税金負債			16,646		32,644
退職給付引当金			318,280		306,097
役員退職慰労引当金			148,011		151,389
資産除去債務			52,926		100,614
固定負債計			535,865		590,746
負債合計			1,987,164		1,656,376
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,385,918		548,303
資本準備金		257,777		257,777	
その他資本剰余金		1,128,140		290,526	
利益剰余金			837,614		572,751
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		837,614		572,751	
株主資本合計			648,303		75,551
純資産合計			648,303		75,551
負債・純資産合計			2,635,467		1,731,928

## ( 2 ) 【損益計算書】

期別		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日		第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				2,072,530		2,082,527
運用受託報酬				562,776		488,796
投資助言報酬				165,580		167,533
その他営業収益				980,569		852,656
営業収益計				3,781,457		3,591,513
営業費用						
支払手数料				1,088,005		878,755
広告宣伝費				8,938		2,689
調査費				490,950		678,863
調査研究費			64,091		65,433	
委託調査費			426,859		613,430	
委託計算費				179,782		138,519
営業雑経費				44,249		51,203
印刷費			38,362		47,001	
協会費			5,886		4,201	
営業費用計				1,811,927		1,750,031
一般管理費						
給料				1,305,048		1,155,345
役員報酬			95,198		98,869	
給料・手当			1,113,852		906,049	
賞与			95,997		150,426	
業務委託費				465,800		603,856
交際費				1,483		2,681
旅費交通費				34,076		22,845
租税公課				3,684		3,506
不動産賃借料				267,895		231,949
賞与引当金繰入額				24,417		39,232
役員賞与引当金繰入額				6,903		-
退職給付費用				98,950		80,343
役員退職慰労引当金繰入額				3,482		3,377
固定資産減価償却費				12,311		15,153
のれん償却費				104,571		43,571
諸経費				250,301		134,438
一般管理費計				2,578,927		2,336,301
営業利益又は営業損失 ( )				609,397		494,819

期別		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日		第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	千円	千円	千円
営業外収益						
受取利息				2		3
為替差益				-		719
雑益				11,573		23,096
営業外収益計				11,576		23,819
営業外費用						
為替差損				51,697		-
株式交付費				1,750		-
雑損失				8,450		12,722
営業外費用計				61,897		12,722
経常利益又は経常損失 ( )				659,718		483,722
特別損失						
割増退職金				175,900		69,231
特別損失計				175,900		69,231
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失( )				835,619		552,953
法人税、住民税及び事業税			3,800		3,800	
法人税等調整額			1,804	1,995	15,998	19,798
当期純利益又は当期純損失 ( )				837,614		572,751

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

## 第15期

自 平成24年 4 月 1 日

至 平成25年 3 月31日

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	7,777	1,907,867	1,915,644	75,500	1,455,226	1,379,726	985,918	985,918
当期変動額									
新株の発行	250,000	250,000		250,000				500,000	500,000
減資	600,000		600,000	600,000				-	-
利益準備金の取崩					75,500	75,500	-	-	-
欠損填補			1,379,726	1,379,726		1,379,726	1,379,726	-	-
当期純損失						837,614	837,614	837,614	837,614
当期変動額合計	350,000	250,000	779,726	529,726	75,500	617,611	542,111	337,614	337,614
当期末残高	100,000	257,777	1,128,140	1,385,918	-	837,614	837,614	648,303	648,303

## 第16期

自 平成25年 4 月 1 日

至 平成26年 3 月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	257,777	1,128,140	1,385,918	837,614	837,614	648,303	648,303
当期変動額								
欠損填補			837,614	837,614	837,614	837,614	-	-
当期純損失					572,751	572,751	572,751	572,751
当期変動額合計	-	-	837,614	837,614	264,863	264,863	572,751	572,751
当期末残高	100,000	257,777	290,526	548,303	572,751	572,751	75,551	75,551

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第15期 （平成25年3月31日現在）		第16期 （平成26年3月31日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
	建物 19,926千円		建物 31,114千円
	器具備品 7,256千円		器具備品 3,753千円
* 2	関係会社項目	* 2	関係会社項目
	預金 1,006,192千円		預金 399,919千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	10,000	-	19,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 10,000株は、平成25年3月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	19,000	-	-	19,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

## (リース取引関係)

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																								
<p>(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料</p> <p style="text-align: center;">(借主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">117,302千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,612千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">125,915千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(貸主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">48,398千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48,398千円</td> </tr> </table>	1年内	117,302千円	1年超	8,612千円	合 計	125,915千円	1年内	48,398千円	1年超	- 千円	合 計	48,398千円	<p>(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料</p> <p style="text-align: center;">(借主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">168,959千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">125,284千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">294,243千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(貸主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	1年内	168,959千円	1年超	125,284千円	合 計	294,243千円	1年内	- 千円	1年超	- 千円	合 計	- 千円
1年内	117,302千円																								
1年超	8,612千円																								
合 計	125,915千円																								
1年内	48,398千円																								
1年超	- 千円																								
合 計	48,398千円																								
1年内	168,959千円																								
1年超	125,284千円																								
合 計	294,243千円																								
1年内	- 千円																								
1年超	- 千円																								
合 計	- 千円																								



## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第15期  
自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。1年以内回収予定差入保証金、1年以内返済予定預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。1年以内返済予定預り敷金保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (平成25年3月31日現在)			
平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位：千円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,084,312	1,084,312	-
未収委託者報酬	570,278	570,278	-
未収運用受託報酬	166,393	166,393	-
未収投資助言報酬	38,295	38,295	-
未収収益	308,170	308,170	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,390,571	2,390,571	-
未払手数料	385,865	385,865	-
未払委託調査費	146,915	146,915	-
その他未払金	188,911	188,911	-
未払費用	341,986	341,986	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,281,210	1,281,210	-
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 1年以内回収予定差入保証金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5) その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>			

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,084,312	-	-	-
未収委託者報酬	570,278	-	-	-
未収運用受託報酬	166,393	-	-	-
未収投資助言報酬	38,295	-	-	-
未収収益	308,170	-	-	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	-	-	-

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第16期  
自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第16期 (平成26年3月31日現在)				
平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
(単位：千円)				
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額	
預金	400,821	400,821	-	
未収委託者報酬	402,271	402,271	-	
未収運用受託報酬	117,605	117,605	-	
未収投資助言報酬	202,273	202,273	-	
未収収益	355,583	355,583	-	
資産計	1,478,555	1,478,555	-	
預り金	94,699	94,699	-	
未払手数料	235,424	235,424	-	
未払委託調査費	223,426	223,426	-	
その他未払金	108,039	108,039	-	
未払費用	342,110	342,110	-	
負債計	1,003,701	1,003,701	-	
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 預り金、その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>				
(単位：千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	400,821	-	-	-
未収委託者報酬	402,271	-	-	-
未収運用受託報酬	117,605	-	-	-
未収投資助言報酬	202,273	-	-	-
未収収益	355,583	-	-	-

## （有価証券関係）

第15期 （平成25年3月31日現在）	第16期 （平成26年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

## （デリバティブ取引関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																								
<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>318,280千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>98,950千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	318,280千円	(2) 退職給付引当金	318,280千円	勤務費用	98,950千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <table> <tr> <td colspan="2">(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>56,503千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>24,395千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>306,097千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 退職給付費用</td> </tr> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,626千円でありました。</p>	(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表		退職給付引当金の期首残高	318,280千円	退職給付費用	68,716千円	退職給付の支払額	56,503千円	その他未払金への振替額	24,395千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	306,097千円	(2) 退職給付費用		簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円
(1) 退職給付債務	318,280千円																								
(2) 退職給付引当金	318,280千円																								
勤務費用	98,950千円																								
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表																									
退職給付引当金の期首残高	318,280千円																								
退職給付費用	68,716千円																								
退職給付の支払額	56,503千円																								
その他未払金への振替額	24,395千円																								
<hr/>																									
退職給付引当金の期末残高	306,097千円																								
(2) 退職給付費用																									
簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円																								

## (税効果会計関係)

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別の内訳  原因別の内訳  (単位：千円)  繰延税金資産 退職給付引当金 114,740 役員退職慰労引当金 53,358 賞与引当金 13,115 未払金 50,321 未払費用 131,183 その他 38,624 繰越欠損金 2,482,725 繰延税金資産小計 2,884,066 評価性引当額 2,884,066 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 資産除去債務に対応する 除去費用 16,646 繰延税金資産(負債)の純額 16,646	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別の内訳  原因別の内訳  (単位：千円)  繰延税金資産 退職給付引当金 110,348 役員退職慰労引当金 54,575 賞与引当金 14,592 未払金 16,720 未払費用 123,330 その他 53,299 繰越欠損金 2,682,660 繰延税金資産小計 3,055,527 評価性引当額 3,055,527 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 資産除去債務に対応する 除去費用 32,644 繰延税金資産(負債)の純額 32,644
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳  当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳  当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

## （資産除去債務関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																		
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,153千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">772千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,926千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	52,153千円	時の経過による調整額	772千円	期末残高	<u>52,926千円</u>	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,926千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">918千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">10,244千円</td> </tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td> <td style="text-align: right;">57,013千円</td> </tr> <tr> <td>(*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>100,614千円</u></td> </tr> </table> <p>(*) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当事業年度期首における見積額と比べて増加する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更を行いました。これに伴う増加額57,013千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。</p>	期首残高	52,926千円	時の経過による調整額	918千円	資産除去債務の履行による減少額	10,244千円	見積りの変更による増加額	57,013千円	(*)		期末残高	<u>100,614千円</u>
期首残高	52,153千円																		
時の経過による調整額	772千円																		
期末残高	<u>52,926千円</u>																		
期首残高	52,926千円																		
時の経過による調整額	918千円																		
資産除去債務の履行による減少額	10,244千円																		
見積りの変更による増加額	57,013千円																		
(*)																			
期末残高	<u>100,614千円</u>																		

## （セグメント情報等）

第15期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報				（単位：千円）
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,072,530	728,356	980,569	3,781,457
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				（単位：千円）
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,615,789	481,598	304,910	379,158	3,781,457
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報				（単位：千円）
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド（株式型）	457,776		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ ネイザーラン ズ NV	481,598		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				



第16期				
自 平成25年 4月 1日				
至 平成26年 3月31日				
(セグメント情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,082,527	656,330	852,656	3,591,513
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他
	2,536,104	487,772	272,355	295,281
合計				
3,591,513				
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド(株式型)	362,685		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ ネイザーラン ズ NV	487,772		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(関連当事者関係)

第15期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ SA	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	500,000	-	-

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ ネイザーランズ NV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	481,598	未収収益	95,678
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク SA	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	272,062	未収収益	145,719
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメント ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	138,444	未払委託調査費	49,638
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメント SAS	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払 支払手数料の支払	161,461 114,267 38,746	未収投資助言報酬 未払費用 未払手数料	37,452 67,134 40,960
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギー SA	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	181,299	未払費用	104,482
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区	1,020億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入	-	1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532

第16期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## (1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーザーラズ NV	アムステルダム、 オランダ 共和国	1.45 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	487,772	未収収益	231,330
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルク センブルク SA	ルクセンブルク、 ルクセンブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	229,195	未収収益	86,364
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託 調査費 の支払	104,667	未払 委託 調査費	37,324
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	64百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言 報酬 の受入 業務委託 費の支払	164,002 185,663	未収投資 助言報酬 未払費用	201,454 99,774
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ ベルギー SA	ブリュッセル、ベ ルギー王 国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託 費の支払	262,916	未払費用	126,958
親会社の子会社	ファンド クエスト アドバイザー SASU	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費 の支払	3,490	未払費用	19,550
親会社の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代 田区	1,020億 円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金 の支払	217,532	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

## 2. 親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA（非上場）  
 ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

## (1株当たり情報)

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
・ 1株当たり純資産	34,121円	・ 1株当たり純資産	3,976円
・ 1株当たり当期純損失	89,264円	・ 1株当たり当期純損失	30,144円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	837,614千円	当期純損失	572,751千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	837,614千円	普通株式に係る当期純損失	572,751千円
期中平均株式数・普通株式	9,383株	期中平均株式数・普通株式	19,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

## (重要な後発事象)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
当社は平成26年4月16日開催の取締役会及び臨時株主総会において、第三者割当増資に関して次のとおり決議し、平成26年4月18日に払込が完了しました。	
発行株式数	普通株式 20,000株
発行価額	1株につき25,000円
発行価額の総額	500,000千円
資本組入額	1株につき12,500円
資本組入額の総額	250,000千円
割当先	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA
資金の用途	機動的な資本政策の遂行

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2014年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2014年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2014年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月16日開催の取締役会において第三者割当による株式の発行を決議し、平成26年4月18日に払込を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年10月15日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）の平成26年2月21日から平成26年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）の平成26年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年2月21日から平成26年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。